

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

(平成五法八八)
(平成五法八八)

題名改正前の「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」

注 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成五法八八)による改正規定(平成五八・二・〇三)までに行う場合、この法律の施行期日として、改正の目的を達成した日とみなす。

第一章 総則

第一条 目的

この法律は、電子署名及び電子利用証明に係る地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)の認証業務に関する制度その他必要な事項を定むることにより、電子署名及び電子利用証明の円滑な利用の促進を図り、もつて住民の利便性の向上並びに国及び地方公共団体の行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成十一年法律第百二号)第二条第二項に規定する電子署名であつて、総務省令で定める基準に適合するものをいう。

第三条 この法律において「電子利用証明」とは、電気通信回線に接続して電子計算機を利用する者が、その利用回線に接続して電子計算機を利用する者が、当該措置を行つておけることと同一のものをいう。

第四条 この法律において「署名認証業務」とは、自らが行う電子署名を行う者(以下「署名利用者」という。)及び署名利用者として、署名認証業務を行う者(以下「署名利用者」という。)の業務を指す。

第五条 この法律において「署名認証業務」とは、自らが行う電子署名を行う者(以下「署名利用者」という。)及び署名利用者として、署名認証業務を行う者(以下「署名利用者」という。)の業務を指す。

第六条 この法律において「署名認証業務」とは、自らが行う電子署名を行う者(以下「署名利用者」という。)及び署名利用者として、署名認証業務を行う者(以下「署名利用者」という。)の業務を指す。

第二章 認証業務

第一節 署名認証業務

第一款 署名用電子証明書

第三条(署名用電子証明書の発行)

署名利用者(以下「署名利用者」という。)又は第三十六条第一項に規定する利用者(以下「利用者」という。)が、署名用電子証明書(以下「署名用電子証明書」という。)を発行するに当たっては、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

第五項の規定による申請書の内容及び署名利用者検査番号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書の通知に係る電子計算機に電気通信回線を通じて相手方である機構又は住所市町村長に送付するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

第九條(署名利用者の届出)

署名利用者(以下「署名利用者」という。)は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

署名用電子証明書の発行に必要となる事項は、署名用電子証明書の発行に必要となる事項を定めて、署名用電子証明書の発行を申請するものとする。

